

医療法人 出田会 「医学奨学生」募集要項

1. 応募資格

以下のすべてを満たす方（本人）。

- ① 医学部への入学許可を得ている、または医学部に在学中である（年次は問わない）。
- ② 大学を卒業する年に医師免許を取得し、法定の臨床研修後直ちに医療法人出田会（以下 本会という）の眼科医師として勤務する意思がある。

2. 募集定員と貸与額

- ① 募集定員・・・1名
- ② 貸与額・・・月額15万円を上限に本人希望額を貸与する。
但し、契約後の金額変更は行わない。
- ③ 貸与期間・・・契約年月から大学卒業年月までの最長6年間（休学期間を除く）。
- ④ 貸与方法・・・本人指定口座へ直接入金する。

3. 返還免除

法定の臨床研修後直ちに本会に入職し、眼科医師として奨学金を貸与した期間（1年未満の端数がある場合は1年に切り上げた期間）以上の勤務をした場合は、貸与した奨学金の全額の返済を免除する。

（注）奨学金の返済が免除となった場合、税法上、貸与した奨学金は返済免除が確定した年の本人の所得とみなされ、課税対象となる。

4. 返還

以下のいずれかに該当した場合は貸与奨学金の全額返還を要する。

- ① 学業をおろそかにし、進級できなかったとき。
- ② 大学より、けん責、謹慎、受験停止、停学若しくは退学の懲戒処分を受けたとき、またはこれに相当する状態であると認められるとき。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ④ 採用辞退の申し出があったとき。
- ⑤ 大学を卒業した年に医師免許を取得できず、翌年の免許取得も断念したとき。
- ⑥ 大学を卒業した翌年にも医師免許を取得できなかったとき。
- ⑦ 法定の臨床研修後直ちに本会に入職したものの、奨学金を貸与した期間（1年未満の端数がある場合は1年に切り上げた期間）に満たないうちに、
（ア）本会から懲戒処分を受けたとき。
（イ）本会から能力不足のため業務に著しく支障を来すと判断されたとき。
（ウ）退職するとき。但し、個別協議により減免となる場合あり。

5. 申請手続き

当院を見学した上で、2月1日から4月10日までに次の関係書類を一括して本会へ提出すること。

- ① 応募申請書（別紙様式1-1）
- ② 在学している学校からの推薦状（別紙様式1-2）
- ③ 大学医学部の在学証明書（入学許可証の写しでも可とするが、この場合、入学後直ちに在学証明書を提出すること）
- ④ 他に受けている奨学金があれば、その契約書の写し

6. 選考および結果通知

書類審査と面接後、4月末日までに本会より大学および本人に結果通知する。

7. お問い合わせ・お申込み先

〒860-0027 熊本市中央区西唐人町39 出田眼科病院 担当：高本昌彦
電話：096-325-5222 FAX：096-311-5512 E-mail：info@ideta.or.jp